

議案第 57 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。